

小学校向け

法教育 ニュース

2022年 3月

No. 3

発行：愛知県弁護士会法教育委員会

令和3年度サマースクール、Webにて開催！！

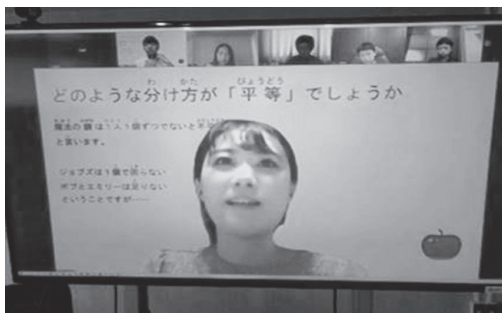
令和3年8月2日（月）、3日（火）、6日（金）の日程で、愛知県弁護士会サマースクールが開催されました。

愛知県弁護士会では、毎年夏休みに、「小・中・高生のためのサマースクール」を開催していますが、残念ながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となってしまいました。

しかし、毎年サマースクールを楽しみにしてくれている子ども達のためにも、法教育に触れる機会を絶やさないという思いから、令和3年度はWebにてサマースクールを開催しました。

初めてのWeb開催でしたが、小学生向けの「主権者教育企画『憲法と白雪姫～こびとたちのリンゴ争奪戦～』」、中学生・高校生向けの「弁護士に挑戦！」、「クイズ選手権」、「裁判官・検察官・弁護士ここだけの話」、「ティーンコート」、「中高生向け模擬裁判『ボクは犯人じゃない！－コンビニ強盗致傷事件－』」といった多様なプログラムを実施しました。小学生向けの主権者教育企画には延べ47名もの子ども達が参加し、盛況のうちに終わることができました。

そこで、本号では、「小学生向け主権者教育企画『憲法と白雪姫～こびとたちのリンゴ争奪戦～』」の様子や参加した子ども達の感想などをお届けします。



特集！！

憲法と白雪姫～こびとたちのリンゴ争奪戦～

1 企画の概要

本企画では、童話をモチーフにした演劇・動画を見てもらい、民主主義や多数決の在り方、基本的人権といったテーマに関する問題の解決策を話し合ってもらい、発表してもらいます。



2 事案の内容

「白雪姫」の物語の後、女王が反省し、皆に魔法のリンゴを作って喜んでもらうという場面から始まります。数が限られた魔法のリンゴの分け方に関する問題を設け、グループごとに評議を行い、評議内容を発表してもらいました。

第1問

魔法のリンゴ12個を魔法の鏡の占いで出た分け方（白雪姫4個、女王4個、女性のこびと3個、男性のこびと1個）で分けることは適切か？（形式的平等）

第2問

魔法のリンゴを同じ数ずつ分けることにしたところ、リンゴ農家でお金持ちの8人家族のこびとが現れて「自分も魔法のリンゴがほしい」と主張し始めた。リンゴに困っていないこびとと魔法のリンゴがないと困る人達とで同じ数ずつ分けることは適切か？（実質的平等）

第3問

リンゴ農園や魔法のリンゴが不作になった時に備え、それぞれの特技や特性を生かした新たなルールを考える。

3 子ども達の多様な意見

第1問の評議の中では、「国に貢献しているのは皆同じだから全員同数にすべき」「女王と白雪姫は国に貢献しているから多くて良い」など、様々な意見が出ました。

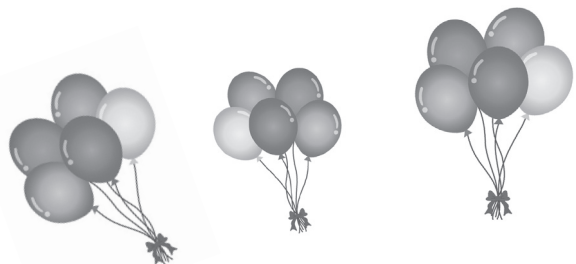
第2問の評議の中では、「魔法のリンゴをあげなくてもリンゴ農家のこびとは困らないからあげなくても良い」「魔法のリンゴを分けても良いが、リンゴ農家には4個までしか分けられない」など、リンゴ農家と他のこびとの魔法のリンゴの個数を調整しようとする意見がありました。

第3問の評議の中では、「みんなの特技でお金を稼いで食べ物などを買えるようにする」「広い土地を生かして色々な野菜や果物を育てるようにする」など、独創的な意見が出ました。

いずれの設問でも、想定を超えた柔軟で興味深い意見が多く出されました。

4 子ども達のアンケート

アンケートには、「動画があってわかりやすかった」「他にも小学生の企画があればもっと参加したい」等の声が多くみられ、自分の意見を発表する喜び・他の参加者から自分と違う意見が出る面白さを感じて、楽しい時間を過ごしてもらえました。



名古屋土曜学習プログラムと教材開発

【名古屋土曜学習プログラムについて】

愛知県弁護士会は、名古屋市教育委員会主催の「名古屋土曜学習プログラム」に参加し、正解が一つではない問題を弁護士と一緒に考えるプログラムを実施しています。令和3年度は、名古屋学院大学准教授の菊池八穂子先生とともに教材を開発し、プログラムを実施しました。

【教材のテーマと具体的内容について】

令和3年度は、「できる限り小学校の低学年から高学年の幅広い学年の子ども達に参加してもらえるプログラムにしたい」と考え、菊池先生とともに新たに教材を開発した上で実施しました。

菊池先生と弁護士メンバーで協議を重ね、身近なルールやきまりについて寸劇を見た上でルールやきまりについて考えてもらい、最終的には、「ルールやきまりはなぜ存在するのか」「ルールやきまりが正当化される理由は何か」などの本質的な問題を考えてもらう教材『きまりや法づくり体験教室』を開発しました。

【実施時の工夫や子ども達の反応について】

導入部で寸劇を行い、全員参加型の〇×クイズを実施したことで興味を持ってもらい、集中して取り組んでももらえました。

1～6年生という幅広い学年の子ども達に同じ問題に取り組んでもらったため、低学年の子ども達にはより手厚いサポートをし、高学年の子ども達には特別にプレゼンテーション形式で発表してもらうなど、学年ごとの配慮を行いました。



【プログラムの進め方】

10:00	講師紹介とプログラムの説明
10:05	【寸劇と〇×クイズ】 子ども達に寸劇を見てもらい、公園の様々な「きまり」（例：壊れた遊具で遊ばないなど）について考えてもらう。
10:15	公園の「きまり」についての〇×及びその理由をワークシートに記入してもらった上で、グループに分かれて話し合い、それぞれ発表してもらう。
10:35	休憩（トイレ・水分補給）
10:45	グループに分かれて、身近な問題について新しいルールを作ってもらう。
11:10	グループごとに考えた新しいルールを発表してもらう。
11:30	菊池先生より、実際に子ども達の意見でルールが変わった実例の説明
11:40	まとめとふりかえり
11:50	あいさつとアンケート記入

【今後の展望等について】

今回、菊池先生とともに開発した教材は、幅広い学年の子ども達を対象に実施できる有益な教材ですので、今後は、土曜学習プログラムに限らず、小学校への講師派遣において広く利用していきたいと考えております。

ぜひ講師派遣のお申込みをご検討ください！

今年もやります!!

愛知県弁護士会小・中・高生のためのサマースクール2022

愛知県弁護士会では、以下の日程で「サマースクール」を開催します！

開催方法につきましては、現在、愛知県弁護士会館での開催とWeb（Zoom利用）での開催を検討しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況次第で変更の可能性があります。6月1日（水）から愛知県弁護士会のホームページで募集を開始する予定ですので、詳しくは6月1日以降、弁護士会ホームページをご確認願います。

小学5・6年生の児童の皆さんを対象とした「主権者教育企画」はWeb開催が決定していますので、たくさんの方が「入学」してくれることを楽しみにしています！児童の皆さんにぜひお知らせください。

日付	講座内容	対象
8月3日（水）	クイズ選手権	中学生
	ティーンコート	中学生 高校生
8月4日（木）	主権者教育企画 「憲法とアリスーふしぎの国のルール作りー」	小学5・6年生
	模擬裁判 「あなたは裁けますか？ ー友人殺人事件の犯人は誰だー」	中学生 高校生
8月5日（金）	裁判官・検察官・弁護士 ここだけの話	中学生
	弁護士に挑戦！	高校生

講師派遣の申込方法など愛知県弁護士会の法教育活動のご紹介

愛知県弁護士会HP（<https://www.aiben.jp>）をご覧ください♪

愛知県弁護士会HPトップページ

⇒「愛知県弁護士会とは」

⇒「弁護士会の活動」の中の

「法教育・法曹養成」「法教育委員会」をクリック！

<https://www.aiben.jp/about/katsudou/houkyo/index.html>

各お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで

(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)



サマースクール

毎年夏休みの期間に、小学校高学年から高校生を対象とした「サマースクール」を実施しています。

講師派遣（弁護士による出前授業）

当会が作成した法教育教材を利用した授業をはじめ、ディベート、模擬裁判など、学校からの申込みに応じ、無料で弁護士を派遣しています。

授業で使える教材開発

法教育教材をHPに掲載しています。授業にどうぞご活用ください。

学校評議員の推薦

学校評議員に適した弁護士を推薦しております。

※HPにて学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。

また、法教育ニュースのバックナンバーをご覧ください。